

○北海道防衛局における表彰等に関する達

北海道防衛局達第13号

改正 平成26年3月31日北海道防衛局達第7号

改正 令和6年3月29日北海道防衛局達第3号

北海道防衛局における表彰等に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

北海道防衛局における表彰等に関する達

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号。以下「訓令」という。）に基づき、北海道防衛局（以下「地方防衛局」という。）において実施する表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 賞詞及び賞状

(表彰の対象となる職員及び職員の団体)

第2条 職務の遂行に当たり、困難な業務の完遂、業務処理の改善又は合理化等について顕著な功績又は累積の功績があり、他の職員の模範として賞揚に値すると認められる職員又は職員の団体に対しては、その功績の程度によりそれぞれの賞詞又は賞状を授与することができる。

2 運転手の車両無事故表彰については、「車両無事故表彰の取扱いについて（通達）」（防人1第541号39. 10. 15）に定めるもののほか次のとおりとする。

(1) 運転手が無事故で車両を操縦し、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、平素の勤務成績が良好である場合には、当該アからエに掲げる賞詞を授与することができる。

ア 地方防衛局における引き続き在職期間に運転者として、2万キロメートル以上無事故運転を行った者 第5級

イ 地方防衛局における引き続き在職期間に運転者として、4万キロメートル以上無事故運転を行った者 第4級

ウ イの賞詞を授与されたのちには、4万キロメートル以上無事故運転を行ったごとに第4級

エ 地方防衛局における引き続き在職期間に運転者として、永年にわたり、無事故で長距離（35万キロメートル以上）を走行し、かつ、勤務成績が極めて良好で特に他の模範なった者 第3級

(2) 前号に定める無事故の走行距離の計算については、トラック又はマイクロバスを運転した場合は、0.75キロメートルをもって1キロメートルとする。

(賞詞及び賞状の上申)

第3条 賞詞にあつては、部長、帯広防衛支局長及び千歳防衛事務所長（以下「部長等」という。）が、また、賞状にあつては、表彰の対象となる職員の団体の長が、それぞれ前条に定める賞詞又は賞状の授与に該当すると認めた場合には、功績事実を正確に審査し、北海道防衛局長（以下「局長」という。）に表彰について上申するものとする。

2 前項の上申理由となった功績の対象となる期間（以下「功績対象期間」という。）については、別表に定める「功績対象期間等」によるものとする。

ただし、表彰に該当する事実があり、速やかに表彰することが適当と認められる場合には、その都度上申するものとする。

3 第1項に定める表彰の上申について必要な様式は、別記様式第1から別記様式第3までに定めるところによるものとする。

第3章 感謝状

(感謝状の贈与)

第4条 感謝状は、次の各号に該当する者に贈与するものとする。

(1) 次の事項について、地方防衛局に協力し又は地方防衛局を援助して、その功績が著しいと認められる隊員以外の者又は団体

ア 防衛施設の取得及び管理

イ 装備品等の調達及び管理

ウ その他地方防衛局の所掌業務の遂行に必要な事項。ただし、自衛官の募集事務に関するものを除く。

(2) 当該功労について、概ね5年以上の実績を有すること。ただし、特に必要がある場合については、この限りでない。

(感謝状の上申)

第5条 部長等は、前条に該当すると認められる場合には、局長に上申するものとする。

2 上申期限は、8月31日とする。ただし、功労に該当する事実があり、速やかに贈与することが適当と認められる場合には、その都度、上申するものとする。

- 3 第1項に定める感謝状の上申について必要な様式は、別記様式第4から別記様式第9までに定めるところによるものとする。

第4章 表彰等審査委員会

(表彰等の選考)

第6条 第3条及び第5条の規定により上申のあった表彰事案について審査するために、北海道防衛局に表彰等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、委員及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 総務部長

委員 企画部長、調達部長、管理部長

幹事 総務課長

- 3 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事は、委員会の運営に関して委員長を補佐する。
- 5 委員長は、必要と認めた場合には、表彰事案に係る関係課長等の出席を求め、当該事案について意見を聞くことができる。
- 6 委員会の庶務は、総務部総務課において行うものとする。

(表彰事案の決裁)

第7条 表される者又は団体の決定は、委員会において審査された事項について、局長の決裁を得て行うものとする。

第5章 雑則

(表彰等の実施)

第8条 賞詞及び賞状の授与は、原則として、自衛隊記念日に行うものとする。ただし、局長が特に認めた場合には、この限りでない。

- 2 感謝状の贈与は、原則として、自衛隊記念日とする。ただし、局長が特に認めた場合には、この限りでない。
- 3 賞詞及び賞状は、局長が授与するものとする。ただし、帯広防衛支局又は千歳防衛事務所にあつては帯広防衛支局長又は千歳防衛事務所長が伝達することができる。
- 4 感謝状は、局長が贈与するものとする。ただし、局長が特に認めた場合には、この限りではない。

(防衛功労章)

第9条 第3級賞詞を授与される職員に対しては、第3級賞詞に添えて第3級防衛功労章を授与する。

(委任規定)

第10条 この達の実施について必要な細部事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この達施行前の札幌防衛施設局及び装備本部における功績は、それぞれ北海道防衛局における功績としてみなす。

附 則（平成26年3月31日北海道防衛局達7号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日北海道防衛局達3号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

上申基準等

	自 衛 官		事 務 官 等
表彰 実施日 項 目	自衛隊記念日 (11月1日)	北海道防衛局から転 出する日の前日	自衛隊記念日 (11月1日)
功績対象期間等	前年度の9月1日から 当該年度の8月31日 までの間を対象とする。	北海道防衛局から転 出する日以前の通算 勤務期間を対象とす る。	前年度の9月1日から 当該年度の8月31日 までの間を対象とする。 (ただし、累積の功績 にあつては、当該年 度の8月31日以前 の通算期間を対象と する。)
上申期限	8月31日	北海道防衛局から転 出する日の2週間前	8月31日

別記様式第1（第3条関係）

職務の遂行に当たり功績のあった表彰候補者名簿

推薦 序列	所属・官職	官名・級	氏 名 (生年月日)(歳)	功 績 の 大 要	所属長の意見 (表彰の区分)	備 考 (職員の履歴) (表彰受賞歴)

別記様式第2（第3条関係）

職務の遂行に当たり功績のあった表彰候補団体名簿

団体名：

代表者名：

所属・官職	官名・級	氏名 (生年月日)(歳)	功績の概要	上申理由	備考

別記様式第3（第3条関係）

無事故運転者表彰被表彰者推薦名簿

所 属	官名・級	氏名 (生年月日)(歳)	賞賜の種類	計算等(功績の大要)	備 考

注：「第3級賞賜」「第4級賞賜」「第5級賞賜」の順に記入すること。

個人功勞調書

ふりがな 氏 名
生年月日（年齢）
職 業 役 職 等
現 住 所 〒
功勞の細部
功勞が部内及び部外に与えた影響
その他参考事項（感謝状の贈与歴等）

- 注：1 「功勞の細部」及び「功勞が部内及び部外に与えた影響」欄は、具体的に記入する。
2 就職援護功勞者の場合は、「功勞の細部」欄に採用実績を記入する。
3 予備自衛官及び即応予備自衛官雇用功勞の場合は、「功勞の細部」欄に雇用実績等を記入する。

履 歴 書

ふ り が な 氏 名	
生年月日（年齢）	
現 住 所	〒
経 歴	
職 歴	
自衛隊協力活動等	

別記様式第9（第5条関係）

事業経歴書

団体の名称	法的根拠	規模			事業内容	備考
		活動範囲	役職等構成	年間予算		